

平成22年度 事後評価書

平成22年8月

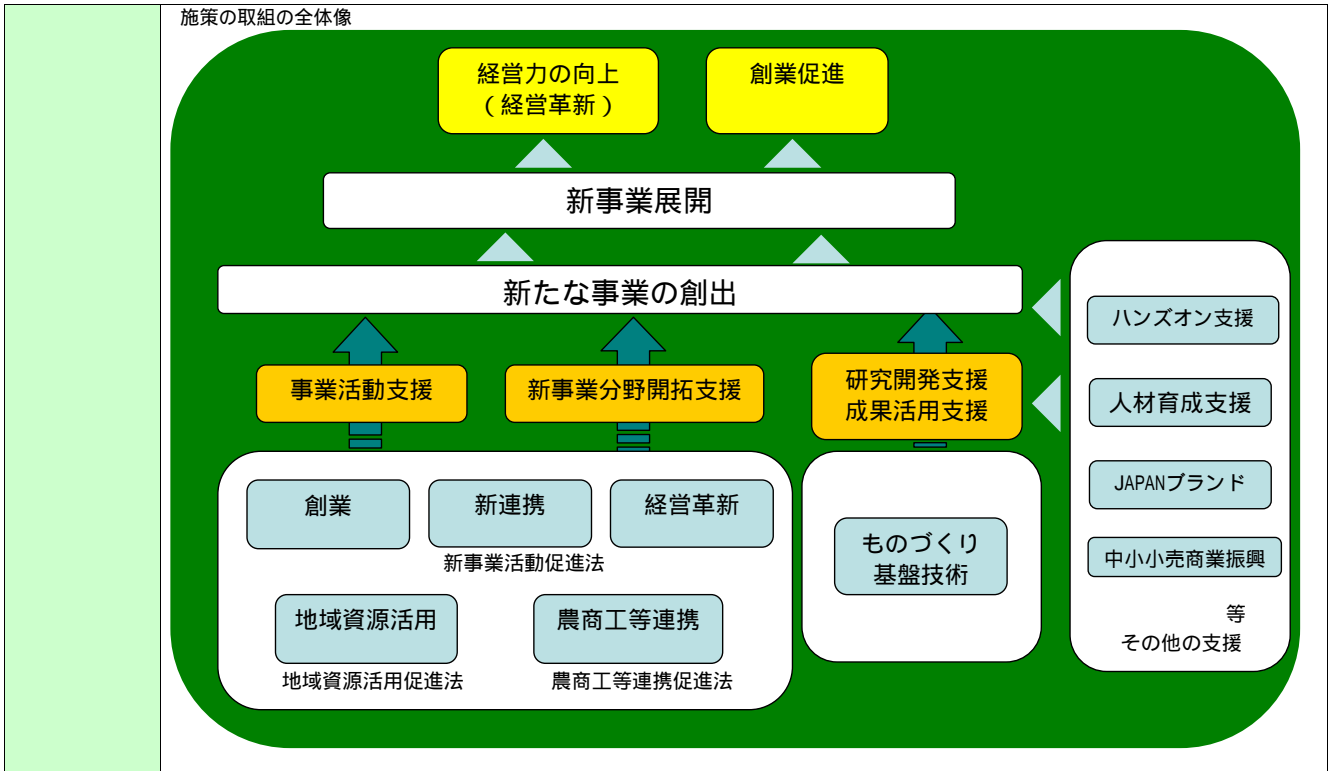
政策名	4. 中小企業・地域経済産業政策		
施策名	21 経営革新・創業促進		
主管課名	中小企業庁 参事官室	主管課長名	参事官 宮本 聡

施策目的 長期的インパクト	中小企業者が行う、新商品・新サービスの開発、商品・サービスの新たな生産・販売方式の導入等による事業展開の取組を支援することにより、中小企業の経営革新・創業等を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を図る。
施策目標・指標 中・短期的なアウトカム	<p>下記4つの目標を実現することにより、施策目的である中小企業の経営革新・創業等の促進を図る。</p> <p>(1) 中小企業の新たな事業活動への取組を促進し、経営基盤の強化を図ること 中小企業の新たな事業活動への取組は、中小企業にとって質の高い経営の向上につながり、利益率の改善や生産性向上が図られることから、経営革新事業を通じた経営基盤の強化を図る。また、特に、小規模企業の自助努力による経営革新や創業の取組の促進を図る。 【指標・目標】(平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営革新計画の承認件数: 5,000件 経営革新計画終了後に年3%以上の付加価値額等の伸びを達成した企業の割合: 100% 基幹業務にITを活用する中規模中小企業の割合: 60%以上 <p>(2) 中小企業が新連携、地域資源活用や農工商連携の活用により、新たな事業活動の促進を図ること 新たなニーズに対応した、高付加価値の新商品・新サービスを提供していくために、中小商工業者等と農林漁業者との連携を含む異分野の事業者との連携の活発化や地域に存在する産業資源の活用を図り、設備・技術・ノウハウなどの経営資源を有効に組み合わせた新事業活動の促進を図る。</p>

	<p>【指標・目標】(平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新連携の各認定案件の市場での取引実現達成率: 80% 地域産業資源活用事業計画の認定件数: 200件 農工商等連携事業計画の認定数: 100件 市場志向型ハンズオン支援事業によるブラッシュアップ開始案件の1年以内の法認定率: 80% <p>(3) 高度な技術力を備えた中小企業の層にいつその厚みを持たせること 我が国の優れたものづくりの基盤となっている技術を担うものづくり中小企業者で潜在的な能力を有する者の新たな発掘や、技術の高度化に資する研究開発の促進、高度なものづくり基盤技術を有する中小企業者の新たな事業の創出を図ることにより、我が国製造業の国際競争力を支えるトップレベルの技術を備えた中小企業層の強化を図る。 【指標・目標】(平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小ものづくり高度化法における認定件数(累計): 1,500件 日本版 SBIR 制度における特定補助金等の実施件数: 129件 日本版 SBIR 制度における特定補助金等の支出額: 435億円 <p>(4) 地域コミュニティの担い手としての商店街活動に着目し、中小商業・サービス業の活性化を図ること 商店街等が、引き続き地域コミュニティの担い手として、地域住民の生活を支える場として機能していくことができるよう、これまでに培われた社会的機能の維持・向上を図るとともに地域住民等と連携して商店街全体の運営管理を強化することにより、中小商業・サービス業の活性化を図る。 【指標・目標】(平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小商業活力向上事業(補助金)の実施件数: 230件 中小商業活力向上事業(補助金)の実績額: 31.8億円 個々の事業ごとに歩行者通行量の増加や空き店舗率の低減といった目標値を設定。目標を達成した事業の割合: 100%
施策の必要性 施策の背景、行政関与の必要性	<p>少子・高齢化と人口減少、国際競争の激化など、我が国経済を取り巻く環境は大きく変化している。また、日本経済全体では景気が回復しているにもかかわらず、地域間では景況格差が見られる。</p> <p>世界的な金融危機が発生し、世界経済が減速する中、輸出産業の減産が中小製造業の受注の大幅な減少をもたらすなど、中小企業の業況や資金繰りが、急速・大幅に悪化している。</p> <p>こうした状況の中で、引き続き経済の活力を維持するためには、中小企業の事業活動の活性化・発展が不可欠である。</p> <p>そのため、中小企業においては経営資源を最大限活用し、自らの経営課題に迅速に取り組み、他とは異なる製品、サービスの開発など新たな事業活動の取組が求められている。中小企業の経営革新支援については、技術や経営ノウハウ等のソフト面での情報提供、研究開発や先進</p>

	<p>的な技術の導入、ITの活用、国内外の販路開拓、人材育成等多様な経営課題を支援することが必要である。</p> <p>また、異なる分野の事業者が連携し、設備、技術、ノウハウなどの経営資源を有効に組み合わせて行う新事業活動や、消費者ニーズの多様化、価格競争の激化、情報化、国際化の進展の中、中小企業自らが、積極的に、消費者ニーズに合った新商品の開発または生産、新サービスの開発または提供などによる経営力の向上を図ることが重要である。</p> <p>さらに、国は、これらに関わる情報・成果の全国的な蓄積や、普及を通じた更なる取組の広がりを図り、中小企業の新連携や経営革新計画の取組を活性化させることが必要である。また、地域による景況格差が見られる中で、地域経済の中核をなす中小商工業者等や農林漁業者の事業活動を強化することが重要であるため、国として、こうした中小商工業者等と農林漁業者が産業の壁を超えて連携し、互いの有するノウハウ、技術等の経営資源を活かし、両者の有する強みを発揮した新商品・新サービスの開発、販路の開拓等の前向きな取組を支援することにより、我が国経済全体の競争力強化や地域経済の活性化に資するものである。なお、これらの連携については、都道府県を越えて連携している取組も数多く存在しており、そのような中小企業の連携実態に対応するためには、国が広域的に支援することが必要である。</p> <p>中小企業のうち中規模企業のみならず小規模企業については、情報収集、資金調達、人材の確保等、一般の企業と比較して大きなハンディキャップを有しており、今後の成長が見込まれる企業であっても、競争の機会を得られないまま淘汰される可能性があり、これに関しても国として適切に支援することが必要である。</p> <p>中小企業が担うものづくり基盤技術は、我が国製造業の国際競争力の重要な源泉の一つとなっている。激しさが一層増している国際市場において、我が国製造業が引き続き高い競争優位を確保し、安定的かつ持続的な経済成長を達成していくためには、ものづくり基盤技術の精度向上等の高度化が求められている。ものづくり基盤技術の高度化を図るため、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に資する研究開発等を促進することが重要である。</p> <p>商店街等の商業・サービスの集積地については、単に物販等の場としてだけでなく、立地環境や集積性等に恵まれ、様々な社会的機能が蓄積した地域コミュニティの中核的存在になっている。国としては、その社会財としての機能を更に発展させるため、地域住民等と協力して行う集積地の一体的な運営管理や、少子高齢化、安全・安心、低炭素・リサイクル等の社会的課題に対する取組を強化していくことが重要である。</p>
<p>施策目標実現 へ向けた取組 の全体像</p>	<p>施策目標を実現するために、具体的に下記の取組を展開していく。</p> <p>(1) 中小企業の経営革新等</p> <p>中小企業の経営に関しては、自助努力を基本とし、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を始め、多様な課題に対応できるよう、技術や経営ノウハウ等のソフト面での情報提供、研究開発や先進的な技術の導入、ITの利活用、販路開拓、人材育成などの支援を実施する。また、小規模企業等の経営力の向上等を図るため、先進的な支援拠点の整備をはじめとする支援の強化を図る。</p> <p>(2) 中小企業の新事業活動の促進</p>

	<p>中小企業が新事業分野に進んでいくためには、一企業単独での経営資源の脆弱性の解消に加え、都市と地方のインフラや情報面での格差の解消等を図るための支援が有効である。このため、中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画、中小企業地域資源活用促進法に基づく地域資源活用事業計画並びに農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画に対し、設備投資減税、政策金融等の支援を実施するとともに、マーケティングやブランディング等に精通した専門家が市場調査、商品企画、販路開拓、事業性の評価等に係るアドバイス等、事業計画の策定段階から事業化まで一貫したハンズオン支援を行う。また、中小企業が取り組む新たな事業活動における事業化・市場化を促進するためには、国内外市場への販路開拓が重要であることから、積極的な支援を実施する。</p> <p>(3) 高度な基盤技術を有する中小企業層の厚みを増す環境の整備等</p> <p>中小企業者のものでづくり基盤技術を高度化するため、「中小企業のものでづくり基盤技術の高度化に関する法律」(以下、「中小ものづくり高度化法」という)に基づき、我が国製造業の競争力強化において高度化することが必要なものでづくり基盤技術を指定し、各々の技術の高度化の方針を指針として告示するとともに、当該指針に沿ったものでづくり中小企業者の研究開発計画を認定し、予算、融資等の支援を行う。また、中小企業者等による新技術を利用した事業活動を促進するため、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(以下、「中小新促法」という)に基づき、国等の研究開発への中小企業の参加機会の増大等を図る(日本版 SBIR 制度における特定補助金額の実施件数及び補助金額の拡大)。その他、中小企業者等の研究開発等を促進するために必要な支援を行う。</p> <p>(4) 地域コミュニティの担い手としての商店街等の活性化</p> <p>商店街等の活性化を図るためには、地域住民の需要に応じた事業活動を支援することで、来街者数の増加や地域の活性化を図っていくことが有効である。このため、中小商業活力向上事業による資金面の支援、土地譲渡所得の特別控除や企業活力強化貸付制度などの税制面や金融面での支援、人材派遣等による人材育成支援の強化を通じて全国各地におけるモデル的な取組を後押しするとともに、有用情報の収集・発信を通じてその取組を全国に普及させていく。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



< 施策のロジックツリー > 施策の効果が発現するまでのロジック

施策名	アウトカム目標(上位) < 施策の大きな柱 >	アウトカム目標(中位)	アウトカム目標(下位)	
21 経営革新・創業促進	経営革新により、新商品・新役務の開発・生産・輸送・販売等企業内の活動が効率化・活性化される	新事業活動が行われる	新商品・新役務が開発・生産・提供される 商品・役務の新生産・新販売の方式が導入される	
		事業展開における資金面での支援がなされる	初期投資が軽減される 事業者のニーズに対応した資金供給がされる	
		事業展開における情報の収集と提供がなされる	的確な市場ニーズが提示される 効果的に情報収集・提供がなされる場・機会ができる	
		経営に必要な資金と設備が供給される	必要な資金が供給される 必要な設備が維持・導入される	
		中小企業で働く人材が確保される	中小企業の雇用が増加する 中小企業で働きたいとする人が増える	
		中小企業の技術が高度化される	市場ニーズを踏まえた高度化技術開発に挑戦するものづくり中小企業が増加する。 中小企業に技術開発をするための資金が投入される。	
		経営基盤が強化され、企業の活動が活性化するとともに、新たな創業も活発化されて、新産業・応用が創出される	創業等が円滑に行われ、開業率が開業率を上回る状態を維持する	創業等に必要資金が投入される。 必要な最新の情報が収集されるとともに、情報が広く提供・利用される。
			経営に必要な相談等の支援が行われる	地域の実情に応じたきめ細かな中小企業の再生への取組を支援し活用を確保する
			経営に必要な相談等の支援が行われる	必要な経営相談が受けられる
			中小企業の活性化に必要なノウハウ等が提供される	必要なノウハウ等が収集される ニーズに適したノウハウ等が適切に提供される
	経営力・生産力向上のためのサービスが提供される		サービスが広く提供され、利用することができる	
	新たな連携や地域資源の活用により、新事業分野の開拓が進む		事業展開における人的資源が確保される	事業展開のための人的ネットワークを構築する
			事業展開における資金面での支援がなされる	初期投資が軽減される 事業者のニーズに対応した資金供給がされる
		事業展開における情報の収集と提供がなされる	的確な市場ニーズが提示される 効果的に情報収集・提供がなされる場・機会ができる	
		商業・サービスが集積する	商業が集積し、利用者の選択肢が拡大する サービスが集積し、利用者の選択肢が拡大する	
	社会的機能が向上し、商業・サービスが活性化し、消費者の利便性が向上する	街としての機能が向上する、活性化する	利用者の利便性(距離、時間)が向上する 消費者の生活水準・満足度が向上する	

施策の実施状況、目標の達成状況<インパクト、アウトカムの検証>

(施策の開始時期) 平成18年度

(目標達成状況・指標の推移)

(1) 経営革新の促進等

世界経済の減速に伴い、我が国中小企業の業況は2008年後半から急速に悪化し、新製品・新サービスの開発・提供など経営革新に繋がる前向きな取組が行いづらいつつあったため、経営革新計画承認件数は、平成20年度、平成21年度と停滞気味であった。目標の到達率はH20年度:85%、H21年度:88%と急激な景気の冷え込みの中にあっても一定の成果を収めていると考えることができる。また、経営革新計画(3~5年)終了後に、承認要件である年3%以上の付加価値額等の伸びがあった企業の割合については、平成21年度に目標を50%から100%に引き上げたところであるが、特に世界金融危機以降の需要・受注量の減少、販売単価減・コスト削減等による売上不振、資源価格・仕入価格の高騰などの外部環境が影響したことにより、目標達成には至っていない。

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標値(H22年度)
経営革新計画承認件数	4,327件	4,416件	5,260件	4,743件	4,261件	4,395件	5,000件
経営革新計画終了後に年3%以上の付加価値額等の伸びがあった企業の割合	49.2%	57.3%	59.0%	62.7%	53.2%	47.2%	目標達成率として100%を目指す。

(2) 中小企業の新事業分野への開拓

地域資源活用促進法、農工商等連携促進法における認定件数については、平成22年度の目標値が達成可能と見通せる水準にまで到達しており、新事業活動促進法において認定された新連携事業の市場取引実現達成率についても、これまでの取組の積み重ねにより、平成22年度の目標に近づきつつある。また、市場志向型ハンズオン支援事業による法認定率についても平成22年度の目標値を達成できる水準に到達している。

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標値(H22年度)
新連携の各認定案件の市場での取引実現達成率		38.0%	53.9%	64.1%	70.1%	73.6%	80%
地域資源活用促進法における認定件数				317件	271件	240件	年間250件
農工商等連携促進法における認定件数					185件	187件	年間100件
市場志向型ハンズオン支援事業によるブラッシュアップ開始案件の1年以内の法認定率					83.6%	80.1%	80%

(3) 高度な技術基盤を有する中小企業層の厚みを増す環境の整備等(ものづくり基盤技術の強化)

中小ものづくり高度化法における認定件数、日本版SBIR制度における特定補助金の実施件数・補助金支出額は、これまで順調に推移しており、高度な技術基盤を有する中小企業層の厚みを増すこと及びその環境の整備等に貢献しているといえる。また、平成22年度の目標を達成できる見通しであり、引き続きものづくり基盤技術の強化が図られると見込まれる。

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標値(H22年度)
中小ものづくり高度化法における認定件数(累計)			487件	653件	785件	1,411件	1,500件(累計)
SBIR特定補助金等の実施件数	60件	58件	64件	89件	91件	111件	129件
SBIR特定補助金等の支出額	280億円	300億円	310億円	370億円	390億円	389億円	435億円

(4) 地域コミュニティの担い手としての商店街等の活性化

平成19年度から平成21年度にかけての実施件数や実績額の伸びが今後とも維持できれば、中小商業活力向上事業の目標値により近い水準まで達成することが可能であると見込まれ、少子高齢化、安全・安心、低炭素・リサイクルの社会的課題に対応した取組を支援することを通じて、地域コミュニティの担い手としての商店街の活性化及び中小商業・サービス業の活性化に一定の役割を果たしていると考えられる。

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標値(H22年度)
中小商業活力向上事業の実施件数			69件	54件	122件	154件	230件
中小商業活力向上事業の実績額			18.3億円	10.3億円	12.1億円	20.3億円	31.8億円
個々の事業ごとに設定した目標達成・一部達成した事業の割合			64%	69%	59%	-	目標達成した事業の割合100%を目指す

(投入コスト)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
総予算執行額(億円)	269.3	313.5	352.4	467.2	535.6(予算額)	469.1(要求額)

総予算執行額は、施策の各年度における事業構成に基づいて集計された額であるため、予算要求書における額とは必ずしも一致しない。平成18年度の執行額は、34施策への整理が未実施であったため、参考値として記載する。

総予算執行額には、独立行政法人運営費交付金事業及び再掲事業、共通管理経費、事務費を含まない。

<p>今後の課題、改善の方向性、施策の展開</p>	<p><これまでの成果></p> <p>地域における中小企業の創意工夫あふれた新たな事業活動の創出に対する支援については、2005 年度に制定された「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下、「中小企業新事業活動促進法」)」、2007 年度に制定された「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(以下、「中小企業地域資源活用促進法」)」、2008 年度に制定された、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(以下、「農工商等連携促進法」)」に基づき認定を行うことで積極的に実施してきたところ、具体的には、異分野の中小企業同士の連携や、地域産業資源の活用、中小企業者と農林漁業者との連携によって行われる新たな商品開発や、当該商品の販路開拓の取組に対して法改定を行うとともに、予算、融資、税等での総合的な支援を実施してきた。このうち、異分野の中小企業者同士の連携事業については、開発された新商品の総売上高が補助金投入比の約1.2倍という成果をあげている。</p> <p>「中小ものづくり高度化法」に基づき、我が国製造業の競争力強化において高度化することが必要なものづくり基盤技術を指定し、各々の技術の高度化の方針を指針として告示するとともに、当該指針に沿ったものづくり中小企業者の研究開発計画を平成 21 年度までに累計 1,441 件認定し、予算、融資等の支援を行った。また、中小企業者等が新技術を利用した事業活動を促進するため、「中小新促法」に基づき国等の研究開発予算における中小企業への支出機会の増大等を図り、平成 21 年度は日本版 SBIR における特定補助金等の実施件数 111 件、支出額 389 億円となった。その他、ものづくり基盤技術を活用した中小企業の試作開発等支援、地域を主体とした研究体による研究開発支援、研究開発を促進する税制面での支援等を行った。</p> <p>地域コミュニティの担い手としての商店街等を活性化させるため、少子高齢化への対応や安全・安心なまちづくり、商店街の生産性向上等の全国的課題に対して、商店街振興組合等が一体となって行う商業活性化の取組に対して支援を行ってきた。</p> <p><今後の施策展開></p> <p>今後も引き続き、中小企業新事業活動促進法、中小企業地域資源活用促進法、農工商等連携促進法等による新事業の取組を積極的に支援していくとともに、更なる事業展開の促進を図るため、事業計画遂行のサポートについて、事業者のフェーズに応じて課題解決を図れる専門家支援を実施する。また、出口支援も重要であるため、中小企業の国内外への販路開拓の実現に向けた支援については、新たな施策として位置づけを行い、強化していく。</p> <p>さらに、小売業を巡る事業環境が引き続き厳しさを増している一方、少子高齢化が進み地域コミュニティの機能低下が懸念されており、地域住民からは、商店街が地域に根ざした存在として、地域コミュニティを維持・発展させる役割を担うことへの期待が高まっていることを踏まえ、地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を通じて商店街等ににぎわいを創出し、活性化を図るための施策を展開する。</p> <p>具体的には、以下の通り施策展開を図る。</p> <p>経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業については、事業仕分けの評価を踏まえ「中小企業経営支援体制連携推進強化事業」として、日常的な経営支援に取り組む中小企業団体や税理士・公認会計士などのパートナー機関の経営支援機能を保管・強化するための後方支援機関として「中小企業応援センター」の設置による支援を図る。</p>
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>施策の有効性・効率性 施策効果 施策効果と施策コストとの関</p>	<p>中小企業再生支援協議会事業については、各協議会における再生計画策定支援(2次対応)案件における事業・財務デューデリジェンス費用の拡充を図る。(21年度第3四半期の時点では、529件の計画策定支援を実施。)</p> <p>小規模企業対策推進事業については、地域の資源(農水産品、文化、技術、産業など)を活用した複数の特産品、観光資源等を束ねて一定期間に集中的に行う新たな集客型の販路開拓又は普及に関する事業の拡充を図る。</p> <p>新事業活動促進支援事業については、地域における新たな事業活動を創出するため、地域に根ざした農林水産業者と中小商工業者との連携を促進する「農工商等連携」、産地の技術、農林水産品、観光資源等の地域産業資源の活用を促進する「地域資源活用」、異分野・異業種の中小企業者同士の連携を促進する「新連携」に取り組む中小企業者による新商品・新サービスの開発や販売促進等の取組への積極的な支援を図り、全国に波及すべき成功事例の抽出に向けて取り組んでいく。</p> <p>新事業創出支援事業については、農工商連携、地域資源活用、新連携の支援の枠組みにより、新事業に取り組む中小企業者に対して、事業計画策定から販路開拓まで一貫したきめ細かな支援を行い、特に事業化に向けたフォローアップ支援を強化していく。</p> <p>JAPANブランド戦略展開支援事業については、複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術等の強み・弱みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援し、中小企業の海外販路開拓の実現を図り、世界に通用する「JAPANブランド」の確立につなげる。</p> <p>地域産品販路開拓機会提供支援事業については、中小企業者に対して、大手流通事業者との契約締結と百貨店等における商品の試験販売の機会を提供することにより、販路開拓ノウハウの蓄積を支援する。</p> <p>「中小ものづくり高度化法」の認定を受けた研究開発計画に対する予算、融資等の支援を着実に行うとともに、事業化支援の充実を図る。また、中小企業者等が新技術を利用した事業活動を促進するため、「中小新促法」に基づき、引き続き国等の研究開発予算における中小企業への支出機会の増大等を図る。その他、中小企業者の研究開発等を促進するために必要な支援の充実を図る。</p> <p>(施策効果・有効性)</p> <p>我が国製造業を支える中小企業は、我が国全体の付加価値の6割弱を占めており、中小企業の新事業活動や経営革新(経営の効率化、イノベーションの創出等)・創業を図ることは、中小企業の事業活動の活性化のみならず、我が国製造業の国際競争力を強化し、新事業の創出を通じて、国民経済の健全な発展に寄与するという中・長期的な効果が期待できる。</p> <p>さらに、中小企業の新事業活動や経営革新・創業を支援することは、これらの活動が中小企業が行う事業活動の中でも特に新たな価値を生</p>
----------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>係、他の施策手段との比較等</p>	<p>み出す蓋然性が高く、当該事業活動を積極的に支援することが経済全体を活性化することにつながる。</p> <p>特に、経営基盤が脆弱な中小企業者が新商品・新サービスの開発等を効率的に行うためには、コスト・リスクが高い初期段階の試作、実験等に係る負担を軽減することが課題となっている。このような事業者に対して、農商工連携、地域資源活用、新連携といった枠組みを活用し、新商品企画・試作等に係る費用の一部を補助することにより、資金繰りを緩和し、早期の事業化を後押しすることが可能となることから、中小企業者の積極的な新事業へのチャレンジを促進する上で有効である。</p> <p>(効率性)</p> <p>新事業活動の促進支援に当たっては、異なる分野の事業者が連携し、設備、技術、ノウハウなどの経営資源を有効に組み合わせた新事業活動や、地域の優れた技術・技能、特色ある一次産品といった潜在力を最大限に活用した新事業活動を支援することにより、相乗効果による技術力ある中小企業の創出、新事業展開や経営革新への取組が期待できることから、効率性が高いと考えられる。</p> <p>なお、補助金投入に対する売り上げの比率は、「地域資源活用」で8倍、「農商工連携」で3倍、「新連携」で1.2倍を達成できている。</p>
<p>関連する閣議決定や施政方針演説等における位置付け</p>	<p>未来開拓戦略(「リカバリー・プラン」)(平成21年4月17日、内閣府・経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各分野の主な重点プロジェクトのテーマと概要 <p>3. 魅力発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ソフトパワー発揮プラン 地域の産業構造の変革 中小・小規模企業のものづくり企業の技術開発・実用化・販路開拓支援等(ものづくりの基盤となる20技術と次世代産業の確立) <p>経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日、閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 商店街が地域コミュニティの担い手として重要な役割を果たすことを踏まえ、空き店舗利用、地域資源活用等による商店街活性化の取組を積極的に推進する。 ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発、人材の育成・活用などによる雇用のミスマッチ解消、国内外市場の販路開拓、経営や事業再生の支援、「独禁法」、「下請法」等による取締強化等を通じて、中小企業を総合的に支援する。 <p>経済危機対策(平成21年4月10日、「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)</p> <p>3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備</p> <p>(2) 先端技術開発・人材力強化、中小企業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発等を行う中小企業への支援 中小企業事業再生支援の強化(中小企業再生支援協議会の支援体制強化等)

<p>施策に対するユーザーや有識者の意見</p>	<p>中小企業憲章(平成22年6月18日、閣議決定)</p> <p>2. 基本原則</p> <p>三. 創意工夫で、新しい市場を切り拓く中書企業の挑戦を促す</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。 <p>新成長戦略(平成22年6月18日、閣議決定)</p> <p>第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果</p> <p>(4) 観光立国、地域活性化戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> 6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商工連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発揮し、新たな産業を創出していく。 <p>新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 工程表 観光・地域活性化戦略 ~ 中小企業の活性化 ~</p> <ul style="list-style-type: none"> SBIR(中小企業技術革新)制度における段階的競争選抜方式の本格導入 <p>行政刷新会議第2WG(平成21年11月)での評価者発言</p> <ul style="list-style-type: none"> 「本事業(中小商業活力向上事業等)は、商店街・中心市街地や地域の中小企業の活性化のために補助を実施するものであり、この重要性については申し上げるまでもございませんが(以下、略)」 <p>経営革新関係、新連携関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度経営革新の評価・実態調査報告書(経営革新) <ul style="list-style-type: none"> 施策に対する満足度があるが、金融機関の支援については満足度が高く、融資に関しては機能していると思われる(有識者)。 政府系金融機関の低利子融資について、活用した企業ほとんどが「十分効果があった」若しくは「やや効果があった」と回答している(ユーザー)。 農商工等連携関係(平成20年度中小企業政策審議会第1回経営支援部会(平成20年6月)での委員発言) <ul style="list-style-type: none"> 我が国の農林水産業はポテンシャルがあり、それを生かすためには商工業者のノウハウを取り入れる必要がある。農商工連携はそのような取組を支援するものなので、とても高く評価している。 平成21年度農商工等連携認定事業 事業状況等調査報告(平成22年6月)での事業者のコメント <ul style="list-style-type: none"> 農商工連携支援事業に取り上げられたことで、知名度も上がり、商談も数件あった。
--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

地域資源活用(平成21年度地域資源活用認定事業 事業状況等調査報告(平成22年6月)での事業者コメント)
・本事業が認定され、事業を実施したことで、平成21年は予想以上の営業実績を達成することができた。
・この制度のお陰で、日本国内のみならず、海外の展示会まで出展することができ、非常に勉強になるとともに、海外展開を試みたことが会社のイメージアップと宣伝にも繋がったと感じている。これを機会にどんどん若い人材を海外に出して、世界レベルで物を見ることができる人材を育てていきたい。

中小企業再生支援協議会

地域における中小企業の再生支援については、産業活力再生特別措置法に基づき、平成15年に都道府県毎に中小企業再生支援協議会が創設され、これまで、14,174件の相談を受け付け、1,773件の再生計画を策定、11万2千人余りの地域中小企業の雇用を確保(平成20年3月31日現在)してきたなど、着実な実績を挙げた。本協議会は、同法において、平成20年3月末までの間に内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、同法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うこととされているが、これまでの実績及び今後の地域経済において担うべき役割を踏まえれば、機能を強化して引き続き継続することが求められる。(平成19年1月中小企業政策審議会答申)

中小企業政策審議会経営支援部会(平成17年9月)での委員発言

・技術開発

サポーターインダストリーといわれる中小企業は、実は、相当の実力を持っており、それらのサポートがないと大手企業の技術開発が遅れる状態。その技術課題を絞り込み、何が足りないのか、何が必要なかを見極めていくことが必要。

中小企業政策審議会経営支援部会(平成17年11月)での委員発言

・技術開発

中小企業は、研究開発に時間、人を費やすのが難しい。川下ユーザーのニーズやウォンツが分からない中小企業もいることから、当社では、開発購買といった形で共同開発を行いながら、スペック、価格、品質を作り上げていく、という取組を行っている。今回の政策としては、1)重要基盤技術を洗い出し、各分野で技術開発テーマを抽出し、3~5年と時間軸を長めにとって支援、2)成果に結びつく可能性が高い研究や技術開発を支援、3)技術のマッチングを行う取組を支援、といった取組を行って欲しい。

川上、川下の取組を実りあるものにするには、お互い手の内を明かさなければうまくいかないが、技術を盗まれるといったことがあり躊躇するところもある。そこで、制度的な担保があればお互い手の内をさらすようになるので、うまくいく鍵であると思う。

「施策の実施状況、目標の達成状況」欄に記載した指標に関する数値は、特に断りのない限り経済産業省調べ(2010年8月時点)。

事後評価(施策及び施策に属する事務事業(予算)の評価)は、原則として毎年度実施する。

2.1 経営革新・創業促進

施策目標を実現するための具体的措置													
【予算措置】													
番号	補助金・委託費・調査費等名	会計名	再掲(施策名)	新規継続終了	補助・委託等	事業開始年度	直近見直年度	事業終了年度	21年度予算額(億円)	21年度執行額(億円)	22年度予算額(億円)	23年度要求額(億円)	事業概要
I. 経営革新・創業促進													
(1)	新現役チャレンジ支援事業	一般会計		終了	委託	H20	H20	H21	15.7	11.2	-	-	大企業等の退職者及び近く退職を控えるシニア人材を「新現役」と位置付け、新現役の有する技術・ノウハウを地域・中小企業に活かすための仕組みを整備する。平成22年度より「経営力向上・事業承継等支援体制構築事業」に統合。 【経営支援課】
(2)	中小企業再生支援協議会事業	一般会計	-	継続	委託	H20	H20	H27	45.4	41.3	50.1	45.0	産業活力特別措置法に基づき、47都道府県の商工会議所等の認定支援機関に中小企業再生支援協議会を設置し、企業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家が、中小企業再生についての相談を受け、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施する。 また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、常駐専門家と中小企業診断士、公認会計士、弁護士等の外部専門家とで編成される支援チームにより、財務面・事業面についての調査(デューデリジェンス)等を行い、再生計画策定と金融機関との調整を支援する。 【経営支援課】
(3)	養成研修事業	一般会計	-	継続	交付金	H16	H16	-	中小機構交付金	中小機構交付金	中小機構交付金	中小機構交付金	中小企業の経営者、管理者向けの研修及び中小企業を支援する機関の職員の研修を実施する。 【経営支援課】
	人材対策事業	一般会計	-	新規	補助	H22	-	-	-	-	76.2	70.0	就職が決まっていない新卒者を対象に、中小企業の生産現場等に就く機会を提供するとともに、中小企業で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得してもらうため、長期間の職場実習(インターンシップ)等を実施する。(平成22年度補正予算) 【経営支援課】
(4)	中小企業連携組織対策推進事業費補助金	一般会計	-	継続	補助	H12	H22	H24	11.6	8.4	11.1	7.0	中央会指導員等の指導能力開発のための研修・研究事業及び県中央会並びに組合に対する指導・助成事業等を実施。また、景況・経済動向や組合の先進的事例等組合の情報を全国中央会が収集、分析、加工し、組合に対して情報提供を行う。 【経営支援課】
(5)	外国人研修・技能実習生制度適正化指導事業費補助金	一般会計	-	終了	補助	H21	-	H22	0.5	0.1	0.3	-	外国人研修生の受け入れを行う組合に対し、従来の組合運営の指導に加え、中小企業診断士、経営コンサルタント等を派遣し、個別の不遇正事例には是正・改善指導を行うことにより、不正行為等の未然防止に努め、中小企業の円滑な研修生受入を図る。 【経営支援課】
(6)	経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業	一般会計	-	終了	委託	H20	H20	H21	54.6	52.3	-	-	全国に、小規模事業者等の前向きな取組を支援するためのモデルとなるような先進的な拠点を整備する。小規模事業者等の抱える固有の諸課題を把握し、団塊世代をはじめとする全国の人材等を有効に活用しながら、企業へのニーズに対応した人材の派遣や経営支援を行う応援コーディネーターを配置する。 【経営支援課】
	中小企業経営支援体制連携強化事業	一般会計	-	継続	委託	H22	H22	-	-	-	40.2	45.0	中小企業の日常的な経営支援に取り組む中小企業団体や税理士・公認会計士などの支援機関の経営支援機能を補完・強化するため、その後方支援機関として「中小企業応援センター」を設置し、支援機関等への専門家派遣や農工商連携、経営革新などをテーマとした相談窓口の設置等により、中小企業の経営力向上を図る。 【経営支援課】
(7)	小規模企業経営支援情報・金融連携事業	一般会計	-	終了	委託	H20	H20	H21	2.7	2.3	-	-	小規模企業等の生産性・経営力向上に必要な資金調達力を高めるため、企業の経営・財務情報及びマル経融資制度に関する情報を活用し、小規模企業等に対する新たな経営支援サービスとして「小規模企業経営支援情報システム」を構築する。 【経営支援課】
(8)	小規模事業者対策推進事業	一般会計	-	継続	補助	H14	H22	-	43.6	40.4	43.6	25.0	中小企業の中でも特に小規模事業者に対しては、その特性に鑑み、その経営の改善を図るための指導事業の充実を図ることが重要である。このため、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づき、全国の商工会、都道府県商工会連合会若しくは商工会議所において小規模事業者の経営改善や経営革新を支援する「経営改善普及事業」を実施しており、この経営改善普及事業を円滑にかつ効率的に実施するため、各地の商工会等に対する指導や情報提供等を実施する。 【経営支援課】
(9)	JAPANブランド戦略展開支援事業	一般会計	(20中小企業事業環境の整備)	終了 継続	委託 補助	H21	-	H25	2.4 9.7	2.3 5.3	8.5 6.5	- 5.9	地域の輸出を促進するため、世界に通用する地域産品のブランド力(JAPANブランド)確立を目指し、地域の中小企業者が一丸となって取り組むに対し、ブランドの創成から発展に向けた段階的支援を行う。また、併せて全国事務局による海外見本市出展やバイヤーとのマッチング等を行う。 【新事業促進課】
(10)	小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経補給金)	一般会計	-	継続	補給金	S48	S48	-	36.0	36.0	36.0	36.0	小規模事業者経営改善資金融資制度の円滑な運営を引き続き図るため融資損失を補填する。 【経営支援課】
(11)	新事業活動促進支援補助金	一般会計	-	継続	補助	H21	H21	H25	60.2	43.5	42.5	38.2	中小企業者が行う、経営資源又は地域資源を活用した新商品・サービスの開発等による事業展開の取組を支援することにより、中小企業の新事業活動等を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を目指すとともに、新連携・地域資源・農工商等連携の一体的運用による利用者の利便性向上を図る。 【新事業促進課】

(12)	市場志向型ハンズオン支援事業	一般会計	-	継続	委託	H19	H19	H23	中小機構交付金	中小機構交付金	中小機構交付金	中小機構交付金	農工商等連携、地域資源、新連携による新事業活動等に取り組む中小企業者を支援するため、地域ブロックごとに支援事務局を設置する。支援事務局では、マーケティングやブランディング等に精通した専門家が、新商品・新サービスの開発・販売に取り組む中小企業者等の相談に応じ、市場調査、商品企画、販路開拓、事業性の評価等に係るアドバイスなど一貫したハンズオン支援を行う。 【新事業促進課】
(13)	地域産品販路開拓機会提供支援事業	一般会計	-	継続	委託	H22		H26	-	-	1.2	1.0	中小企業者に対して、大手流通事業者との契約締結と百貨店等における商品の試験販売の機会を提供することにより、販路開拓ノウハウの蓄積を支援する。 【新事業促進課】
(13)	中小企業総合経営支援事業	一般会計	-	継続	交付金	H21		H25	中小機構交付金	中小機構交付金	中小機構交付金	中小機構交付金	中小企業支援の要請に応えるべく、全国の各支援機関との多様な連携を図りながら、各支援機関からの要望や高度な支援ニーズに基づき、専門家派遣等による販路開拓支援や全国規模で実施する商談会等の直接支援を自ら実施するとともに、支援機関を支援するための各種研修やセミナー等を実施する。また、地域活性化、施策普及を目的としたフォーラムの開催や支援施策の情報提供等の支援を実施する。 【経営支援課】
(14)	中小企業全国支援機能強化事業	一般会計	-	継続	交付金	H21		H25	中小機構交付金	中小機構交付金	中小機構交付金	中小機構交付金	支援機関を支援するための有効なツールとなる、経営力向上・事業承継等支援体制構築事業（地域力連携拠点事業）、市場志向型ハンズオン支援事業全国本部事業、中小企業再生支援全国本部事業の3事業に関して、その全国支援機能を、豊富な中小企業支援のノウハウや実績、全国規模での支部機能を有する中小企業基盤整備機構が担い、重点事業として実施する。 【経営支援課】
(15)	S・B・I・R段階的競争選抜技術革新支援事業	一般会計	-	継続	交付金	H20	H20	H24	NEDO交付金	NEDO交付金	NEDO交付金	NEDO交付金	革新的でリスクの高い研究開発を行う中小・ベンチャー企業の有する新技術の事業化を支援するため、他の省庁・独立行政法人と協力・連携して調達可能性のある研究テーマ等を設定し、段階的競争選抜方式の導入等により、中小企業技術革新制度（S・B・I・R制度）を革新する。 【創業・技術課】
(16)	中小商業活力向上施設整備事業	一般会計	-	終了	補助	H18	H18	H22	20.6	7.4	12.0	-	少子高齢化、安全・安心、低炭素・リサイクル等の社会的課題等に対応した中小商業活性化の取組のうち、省エネ型アーケード/バリアフリー型カラー舗装等、特に公共性の高い施設整備事業に対して必要な経費を補助する。（公債） 【商業課】
(17)	中小商業活性化支援事業	一般会計	-	終了	補助	H18	H18	H22	21.4	12.9	19.8	-	商店街等が行う、少子高齢化、安全・安心、生産性向上等の社会課題に対応した商業活性化への取組を支援。具体的には、創業者支援のためのインキュベータ施設や防犯カメラ設置等のハード事業、及び空き店舗を活用したコミュニティ施設やアンテナショップの設置・運営、商店街運営を担う人材育成事業等のソフト事業に対して経費の一部を補助。（非公債） 【商業課】
(18)	中小商業活力向上事業	一般会計	-	新規	補助	H23	H23	H27	-	-	-	-	地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を図ることで、商店街等ににぎわいを創出し活性化を図ることを目的として、商店街等が行う少子高齢化、安全・安心、生産性向上、創業・人材等の社会課題に対応する商業活性化の取組等を支援する。具体的には、空き店舗を活用した子育て支援施設の設置、運営といった少子高齢化に対応する事業、防犯カメラの設置や防犯活動といった安全・安心に資する事業や電子マネーシステム導入といった生産性向上に資する事業等の活性化支援事業や教養文化施設、アーケード、カラー舗装、商業インキュベータ施設等の施
(19)	全国商店街組合連合会補助金	一般会計	-	継続	補助	S44	H22	H26	0.3	0.07	2.2	2.2	全国商店街振興組合連合会が行う都道府県振興に対する研修事業等及び、商店街のコミュニティ活動支援等のための商店街の実践活動事業に対して支援を行う。 【商業課】
中小企業のモノ作り基盤技術の強化													
(20)	戦略的技術支援事業	一般会計	-	継続	委託	H21		H25	119.1 (補正) 132.5	211.9 一部繰越	184.5	170.0	我が国重要産業の競争力を支える基盤技術の高度化等に向けて、革新的な研究開発や、生産プロセスイノベーション等を実現する研究開発に取り組む中小企業を支援する。また、研究開発を起点とした新事業、新産業創出による地域経済の活性化を図るべく、地域のリソースを最速に組み合わせた研究体による研究開発を実施する。 【創業・技術課、地域技術課】
(21)	ものづくり中小企業製品開発等支援事業	一般会計	-	-	補助	-	-	-	(補正) 572.6	繰越	-	-	ものづくり中小企業が行うものづくり基盤技術を活用した試作品開発及びその成果に係る販路開拓等への取組を支援する。 【創業・技術課】
(22)	産学連携人材育成事業のうち、中小企業ものづくり人材育成事業	一般会計	(01産業人材)	終了	委託	H19	H19	H22	3.8	3.0	0.9	-	地域の産業界と教育界（工業高校等）とのマッチングの機会を提供し、中小企業の若手技術者育成、工業高校等の実践的な教育プログラムの充実を支援しつつ、その普及を図る。 【創業・技術課】

2.1 経営革新・創業促進

【政策金融・産投出資】													
番号	政策金融名	金融機関 財機機関	再掲 (施策名)	新規 継続 拡充	創設 年度	融資 割合 (%)	貸付・出資対象	融資 限度額 (億円)	貸付利率	貸付 期間	貸付・委託 実績(件) (億円)	23年度 貸付・委託 見込額 (億円)	概要・要求理由
(1)	新事業活動促進資金 (経営革新関連、経営向上関連、新連携関連、地域資源関連、農工商連携関連)	日本政策金融公庫 (中小)	-	拡充	H11	100	・経営革新計画承認企業 ・新事業活動を行い、経営の向上が2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれるもの ・新連携計画認定企業 ・地域産業資源活用事業計画認定企業 ・農工商等連携事業計画認定企業	7.2億円	基準利率 特別利率 (成功払い型利率)	設備20年以内 運転7年以内 (成功払い型貸付)7年	852件 598億円 (H21)	24,327億円 の内数	経営革新計画承認企業や新連携計画、地域産業資源活用事業計画及び農工商等連携事業計画の各認定企業に対し、当該計画に従って行う事業に必要な資金について低利融資を行い、経営革新や新連携、地域資源を活用した事業化、農工商連携への取組を促進するため。
					H14								
					H17								
					H19								
					H20								
(2)	小規模事業者経営改善貸付資金	日本政策金融公庫 (国民)	-	継続	S48	100	小規模事業者	0.1億円	経営改善利率	設備7年以内 運転5年以内	42,655件 1,827億円 (平成21年度)	23,000億円 の内数	商工会議所等の実施する経営改善普及事業における経営指導を金融面から補完し、経営改善普及事業の実効性を確保するため商工会議所等の推薦に基づき、日本政策金融公庫から無担保、無保証人、低利で融資する。
(3)	新創業融資制度	日本政策金融公庫 (国民)	-	継続	H13	33.3	新たに事業を始める者及び創業後2年未満の者	0.1億円	基準金利 + 1.65%	設備7年以内 運転5年以内	11,562件 394億円 (平成21年度)	23,000億円 の内数	日本政策金融公庫を通じて、起業をしようとしている方や起業して間もない方に対し、ビジネスプランの審査の上、無担保・無保証人で融資する制度。
(4)	再挑戦支援資金	日本政策金融公庫 (中小)	-	継続	H19	100	廃業歴等を有する者	7.2億円 (うち運転資金2.5億円)	基準利率 成功払い型利率 (実績運動金利型利率)	(固定金利型貸付)設備15年以内 運転7年以内 (成功払い型貸付)7年	40件 12億円 (平成21年度)	21,000億円 の内数	一度事業に失敗した起業家の再チャレンジを支援する。
		日本政策金融公庫 (国民)	-	継続		100		0.2億円	基準利率 成功払い型利率 (実績運動金利型利率)	(固定金利型貸付)設備15年以内 運転5年以内 (成功払い型貸付)	707件 24億円 (平成21年度)		
(6)	企業活力強化資金(中小企業ものづくり基盤技術関連)	日本政策金融公庫 (中小)	-	継続	H18	-	中小企業者等	7.2億円	基準利率 特別利率	設備20年以内 運転7年以内	70件 9億円 (平成21年度)	21,000億円 の内数	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律にもとづく経済産業大臣からの研究開発等計画を受けた中小企業者に対し特別利率で貸付を実施する。
	企業活力強化資金(ものづくり製品開発関連)	日本政策金融公庫 (中小)	-	継続	H22	-	中小企業者等	7.2億円	基準利率 特別利率	設備20年以内 運転7年以内	-	-	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律にもとづく特定ものづくり基盤技術を活用した新製品・新技術の開発等の取り組みに対して特別利率で貸付を実施する。
		日本政策金融公庫 (国民)	-	継続	H22	-		0.72億円	基準利率 特別利率	設備20年以内 運転7年以内	-		
(7)	IT活用促進資金	日本政策金融公庫 (中小)	-	継続	H12	-	中小企業者等	7.2億円	基準利率 特別利率	設備15年以内 運転7年以内	612件 308億円 (平成21年度)	21,000億円 の内数	情報技術(IT)の普及変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術(IT)の活用の促進を図るために支援する。
		日本政策金融公庫 (国民)	-	継続		0.72億円		4,244件 253億円 (平成21年度)					
(8)	企業活力強化資金(商業振興関連)	日本政策金融公庫 (中小)	-	拡充	H7	-	卸・小売・飲食店・サービス業者、事業協同組合、特定会社等	7.2億円	基準利率 特別利率 (特定会社のみ地域密着型劣後ローン特例制度適用可)	設備20年以内 運転7年以内	732件 448億円 (平成21年度)	21,000億円 の内数	財政基盤が脆弱かつ経営資源が乏しい中小小売事業者や特定会社等に対して資金供給を円滑にし、経営の近代化・合理化等を図る。
		日本政策金融公庫 (国民)	-					継続					
(9)	設備貸与機関貸付	日本政策金融公庫 (中小)	-	継続	S41	-	各都道府県の設備貸与機関	貸与事業総額の2分の1以内	基準利率	8年以内(特定の要件を満たす場合13年以内)	18件 13億円 (平成21年度)	21,000億円 の内数	小規模企業者等を対象として設備貸与事業を行っている都道府県の貸与機関に対し、中小企業金融公庫が、貸与事業に必要な資金の一部を貸し付ることにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進を図る。

(10)	新事業育成資金(技術・ノウハウ等に新規性のみみられる者関連)	日本政策金融公庫(中小)	(20中小企業の事業環境整備)	拡充	H11	-	新規性・成長性のある事業を始め7年以内のものうち、技術・ノウハウ等に新規性がみられる者であって、一定の製品化及び売上が見込めるもの。	6億円	【固定金利型】特別利率(貸付後5年間)、基準利率+0.2%(6年目以降) 【成功払い型】成功払い型利率	設備15年以内(成功払い型貸付)7年	-	21,000億円の内数	新たな技術やノウハウを持ち、競争優位性を備えた中小企業の取組を支援して、我が国産業のイノベーションを促進し、経済活性化を図るため、技術・ノウハウ等に新規性がみられる中小企業の資金繰りを支援する。
(11)	女性、若者/シニア起業家支援資金(技術・ノウハウ等に新規性のみみられる者関連)	日本政策金融公庫(中小)	-	拡充	H11	-	女性、若年者(30歳未満)、又は高齢者(55歳以上)であり、かつ、新規開業後概ね5年以内の技術・ノウハウ等に新規性がみられる者であって、一定の製品化及び売上が見込めるもの。	7.2億円(うち運転資金2.5億円)	【固定金利型】基準利率(土地に係る資金を除く設備資金については、2億7千万円を限度として特別利率) 【成功払い型】成功払い型利率	設備20年以内(成功払い型貸付)7年	29件 27億円(平成21年度)	21,000億円の内数	新たな技術やノウハウを持ち、競争優位性を備えた中小企業の取組を支援して、我が国産業のイノベーションを促進し、経済活性化を図るため、技術・ノウハウ等に新規性がみられる中小企業の資金繰りを支援する。
		日本政策金融公庫(国民)	-	拡充	-	-	一定の要件に該当する貸付対象業種の事業を新規開業後概ね5年以内の技術・ノウハウ等に新規性がみられる者であって、一定の製品化及び売上が見込めるもの。	0.72億円(運転資金4.8億円)	【固定金利型】基準利率(土地に係る資金を除く設備資金については、特別利率) 【成功払い型】成功払い型利率	設備7年以内(成功払い型貸付)7年	8件 0.66億円(平成21年度)	23,000億円の内数	
(12)	新規開業支援資金(技術・ノウハウ等に新規性のみみられる者関連)	日本政策金融公庫(国民)	-	拡充	S50	-	一定の要件に該当する貸付対象業種の事業を新規開業後概ね5年以内の技術・ノウハウ等に新規性がみられる者であって、一定の製品化及び売上が見込めるもの。	0.72億円(運転資金4.8億円)	【固定金利型】基準利率(設備資金については、特別利率) 【成功払い型】成功払い型利率	設備15年以内(成功払い型貸付)7年	-	23,000億円の内数	新たな技術やノウハウを持ち、競争優位性を備えた中小企業の取組を支援して、我が国産業のイノベーションを促進し、経済活性化を図るため、技術・ノウハウ等に新規性がみられる中小企業の資金繰りを支援する。
(13)	新事業活動促進資金(技術・ノウハウ等に新規性のみみられる者関連)	日本政策金融公庫(国民)	-	継続	H21	-	技術・ノウハウ等に新規性がみられる者であって、一定の製品化及び売上が見込めるもの。	0.72億円(運転資金0.48億円)	【固定金利型】基準利率(土地に係る資金を除く設備資金については、特別利率) 【成功払い型】成功払い型利率	設備20年以内(成功払い型貸付)7年	19件 2億円(平成21年度)	23,000億円の内数	新たな技術やノウハウを持ち、競争優位性を備えた中小企業の取組を支援して、我が国産業のイノベーションを促進し、経済活性化を図るため、技術・ノウハウ等に新規性がみられる中小企業の資金繰りを支援する。

2.1 経営革新・創業促進

【税制】									
番号	税制名	税目	再掲 (施策名)	新規 継続 延長 拡充	創設 年度	適用 期限	主な対象	過去の実績及び今後の見込 (減税実績額・見込額、減税効果等)	概要
(1)	中小企業等基盤強化税制	所得税 法人税	-	継続	H11	H22	経営革新計画の承認企業	{過去5年間の減税額} 平成17年度 3.6億円 平成18年度 4.4億円 平成19年度 5.1億円 平成20年度 4.6億円 平成21年度 1.2億円 (中小企業庁による試算)	中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者等が取得した機械装置に対して、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(当期法人税額の20%相当額を限度)いずれかの選択適用を認める。なお、限度超過額については1年間の繰り越しを認める。
							地域産業資源活用事業計画の認定企業	平成19年度創設(平成19年10月認定開始)。なお、平成19～21年度において本税制措置の利用実績はない。	中小企業地域資源活用促進法に基づく「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた中小企業者等が取得した機械装置に対して、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(当期法人税額の20%相当額を限度)いずれかの選択適用を認める。なお、限度超過額については1年間の繰り越しを認める。
							農工商等連携事業計画の認定企業	平成20年度創設(平成20年9月認定開始)。なお、平成20、21年度において本税制措置の利用実績はない。	農工商等連携促進法に基づく「農工商等連携事業計画」の認定を受けた中小企業者等が取得した機械装置に対して、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(当期法人税額の20%相当額を限度)いずれかの選択適用を認める。なお、限度超過額については1年間の繰り越しを認める。
(2)	中小企業等基盤強化税制(卸・小売及びサービス業)	所得税 法人税	-	継続	S62	H22	卸・小売・サービス業に属する青色申告を行う中小企業者	{過去5年間の減税額} 平成17年度 3.6億円 平成18年度 4.4億円 平成19年度 5.1億円 平成20年度 4.6億円 平成21年度 1.2億円 (中小企業庁による試算)	青色申告書を提出する中小卸売、小売及びサービス業者等が、機械、装置又は器具・備品を取得した場合に、初年度において取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(当期の所得税額の20%相当額を限度)いずれかの選択適用を認める。尚、限度超過額については1年間の繰り越しを認める。 (対象設備)機械・装置 1台280万円以上 器具・備品 1台120万円以上
(3)	中小企業等基盤強化税制(人材投資促進税制)	法人税 所得税	-	継続	H17	H22	青色申告を行う中小企業者	{減税額合計} 17年度 約 83億円 18年度 約116億円 19年度 約114億円 20年度 約 69億円 21年度 約 75億円 17年度～19年度は大企業含む。 (経済産業省及び中小企業庁試算)	中小企業等が支出する教育訓練費が適用事業年度の労務費に占める割合の一定水準(0.15%)以上の場合、当該教育訓練費の総額の8～12%相当額を法人税額(個人事業者は所得税額)から税額控除する。
(4)	保険会社等の異常危険準備金(火災共済)	法人税	-	継続 延長	S28	H22	恒久措置(積立率上乗せ部分は、H25まで) 火災共済協同組合	直近事業年度損金算入額 平成17年度 4億8,400万円 平成18年度 4億2,300万円 平成19年度 3億 560万円 平成20年度 2億8,530万円 平成21年度 2億7,360万円 (出所:火災共済協同組合決算書) なお、平成21年度において、本税制措置の対象となる火災共済協同組合等3組合のうち2組合が特別措置を利用	損害保険会社等が、各事業年度において、責任準備金の積立に当たり、保険又はこれに類する共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、保険又は共済の種類ごとに、当期の正味収入保険料又は正味収入共済掛金(当年度保険料等)を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。 この準備金は、異常災害損失が生じた場合にはその損失の額、積立後10年を経過した場合にはその積立額と(異常危険準備金の金額+当期の積立額)、当年度保険料等×洗替保証限度率)のいずれか少ない金額を、取り崩して益金に算入する。
(5)	事業協同組合等の留保所得の特別控除	法人税	-	継続	S39	H22	中小企業組合	{損金算入額の推移} (数値は、サンプル調査による推計) 平成17年度: 40億円 平成18年度: 52億円 平成19年度: 60億円 平成20年度: 79億円 平成21年度: 32億円	出資金1億円以下の組合である事業協同組合、協同組合連合会等のうち、設立後10年以内の法人の留保所得について、その利益積立金額が出資金額の4分の1に達するまでは、その留保所得の32%の損金算入を認める。
(6)	中小企業等の貸倒引当金の特例	法人税	-	継続	S41	H22	恒久措置(中小企業組合等に係る特例についてはH22まで) 中小企業組合	{減税見込額の推移} 平成16年度 30億円 平成17年度 10億円 平成18年度 40億円 平成19年度 20億円 平成20年度 10億円 (財務省試算)	中小企業等については、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額については、貸倒実績率によらずに法定繰入率による繰入が認められている。(租税特別措置法第57条の10第1項、同法施行令第33条の9第4項) (法定繰入率) 卸・小売業 10/1000 製造業 8/1000 金融・保険業 3/1000 割賦販売小売業 13/1000 その他 6/1000 協同組合等については、通常の繰入限度額の16%増しとすることができる。(租税特別措置法第57条の10第2項)
(7)	中小企業技術基盤強化税制	所得税 法人税	-	延長	S60	H22	恒久措置(追加的な税額控除制度についてはH23まで) 研究開発を行う個人事業者または資本金1億円以下の中小法人等	{減収見込額の推移(うち、中小企業分)} 平成16年度 4,242億円(147億円) 平成17年度 5,663億円(307億円) 平成18年度 5,820億円(305億円) 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) (出典:国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」) 【参考】 平成21年度 2,540億円(70億円) (財務省による減収額試算)	法人税額や所得税額から試験研究費の12%分を控除(法人税額の20%を限度)とする制度に追加して、試験研究費の増加額に係る税額控除と売上高に占める割合が10%を超える試験研究費にかかる税額控除とを選択的に適用(法人税額の10%を限度)できる制度。 (平成21、22年度においては、経済危機対策として、30%までの限定的拡充措置が講じられている。
(8)	特定の事業用資産の買換の場合の課税の特例	所得税 法人税	-	継続	S44	H22	損金算入額の推移 平成17年度 0百万円 平成18年度 108百万円 平成19年度 0百万円 平成20年度 58百万円 平成21年度 0百万円 事業協同組合、協同組合連合会、組合員	事業協同組合等が実施する中小企業高度化事業の一形態である集団化事業へ参加する中小企業の移転に伴い、旧資産の譲渡・交換で生ずる譲渡益に対して、及び譲渡で生ずる譲渡益を特別勘定により処理した場合に課税の繰り延べ等を認める。	

(9)	青色申告特別控除	所得税	-	継続	H5	恒久措置	青色申告を行う個人事業主	<p>【減税見込額の推移】</p> <p>平成16年度 650億円 平成17年度 700億円 平成18年度 800億円 平成19年度 660億円 平成20年度 710億円 平成21年度 600億円 (財務省試算)</p>	不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者がこれらの所得に係る取引の内容を正規の簿記の原則に従い記録し、その帳簿書類に基づいて作成された貸借対照表、損益計算書等を添付した確定申告書をその提出期限までに提出した場合には、不動産所得の金額又は事業所得の金額から65万円の特別控除が認められる。その他の青色申告者については、10万円の特別控除が認められている。
(10)	土地の譲渡所得に対する特別控除(中小企業高度化事業に係るもの)	所得税 法人税	-	継続	S49	恒久措置	高度化事業用に土地等を譲渡した個人、法人	<p>【過去5年間の減税額試算値】</p> <p>平成17年度 0百万円 平成18年度 18百万円 平成19年度 0百万円 平成20年度 44百万円 平成21年度 0百万円</p>	個人又は法人が所有している土地を、中小企業高度化事業を実施する事業協同組合等に譲渡した場合、土地を譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を限度として控除又は損金算入を認める。
(11)	土地の譲渡所得に対する特別控除(地域商店街活性化法に係るもの)	所得税 法人税	-	新規	H21 (地域商店街活性化法)	恒久措置	法人及び個人	平成21年7月創設。 なお、平成21年度において本税制措置の利用実績はない。	地域商店街活性化法に基づく「認定商店街活性化事業計画」又は「認定商店街活性化支援事業計画」の用に供するために土地を譲渡した場合、当該土地の譲渡所得について1,500万円の特別控除又は損金算入を認める。
(12)	中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置	登録免許税	-	新規	H21	H23	中小企業承継事業再生計画の認定企業	<p>【過去の軽減額】</p> <p>平成21年度:13.8百万円</p>	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく「中小企業承継事業再生計画」の認定を受けた中小企業が、認定計画に従って事業譲渡や会社分割を行う場合の登記について、登録免許税を軽減する。(株式会社の設立登記(上限3,000億):0.7%、0.35%、会社分割による不動産所有権移転登記:0.8%、0.2%等)
(13)	中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置	不動産取得税	-	新規	H21	H22	中小企業承継事業再生計画の認定企業	平成21年6月創設。 なお、平成21年度において本税制措置の利用実績はない。	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく「中小企業承継事業再生計画」の認定を受けた中小企業が、認定計画に従った事業譲渡に伴い不動産を取得する場合において、不動産取得税の六分の一を減額する。

2.1 経営革新・創業促進

【法令・ガイドライン等】	
関連する法令・ガイドライン等名	法令・ガイドライン等の概要
中小企業の地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律	地域資源（産地の技術、農水産品、観光資源）を活用した事業活動を支援する。
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とするため、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備する。また、新技術に関する研究開発のための補助金等について中小企業者等への支出増大を図るとともに、その成果の事業化を一貫して支援する。
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律	地域を支える中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動を支援する。
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	全国の商工会及び都道府県商工会連合会若しくは商工会議所において、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援する「経営改善普及事業」を実施することにより小規模事業者の経営基盤の充実を図る。
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律	我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図るため、中小企業が担うものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発及びその成果の利用を支援する。
【審議会等】	
審議会等名	関連する検討内容
中小企業政策審議会経営支援部会	中小企業支援計画に係る諮問 地域資源を活用して新事業展開に取り組む中小企業に対する支援施策の在り方についての審議 農商工等連携の取組等についての審議 中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定及び高度化指針等を付議
【独立行政法人等】	
独立行政法人名	関連する業務概要
(独)中小企業基盤整備機構	中小企業者に対する相談・助言、高度な経営課題解決のための専門家派遣、中小企業大学校における研修事業等を実施。

2.1 経営革新・創業促進

【実施体制】			
施策に関連する主な課室	関連する業務概要	当該業務の実施体制	関連する機構定員要求概要
経営支援部経営支援課	診断・助言、研修、組織・連携化、中小企業団体中央会、中小企業支援センター 商工会等	経営支援課長 33人	-
経営支援部新事業促進課	新連携支援、経営革新支援、地域資源活用促進、農工商等連携促進 等	課長、13人	-
経営支援部創業・技術課	技術力の向上、中小企業技術革新制度(SBIR)	課長、14人	-
経営支援部商業課	中小小売商業振興	課長、13人	-